



# 山形県公報

平成20年7月18日(金)  
第1960号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...978  
山形県県税規則等の一部を改正する規則.....(税 政 課)... 同

### 訓 令

- 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令.....( 同 )...981

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....( 同 )...982  
土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)... 同  
基本測量の実施の通知.....(管 理 課)... 同  
公共測量の実施の通知.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )...983  
都市計画の変更.....(都市計画課)... 同

### 議 会 関 係

#### 規 則

- 山形県議会会議規則の一部を改正する規則..... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集.....984

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5 - 2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則..... 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出.....(商業経済交流課)... 同  
大規模小売店舗の変更の届出.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )...986  
警備業法第23条第1項の規定による検定の実施.....(公安委員会)...987

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第78号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第199条の表山形県特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この規則は、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年7月県条例第36号)の施行の日から施行する。

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第79号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「事業税」を「事業税(地方法人特別税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)を含む。)」に改める。

第19条中「法人の事業税」を「事業税(地方法人特別税を含む。)」に改める。

第24条の3を次のように改める。

第24条の3 削除

第24条の4の見出し中「繰越控除」を「損益通算及び繰越控除」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第1号中「本項及び次項」を「この項、次項及び第5項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「の計算上」を「(次項第2号及び第5項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上」に改め、「(当該損失の金額のうち条例附則第12条の6第3項の規定の適用を受けようとする金額がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額)」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の3項を加える。

3 条例附則第12条の5第4項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額(同条第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

(1) 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年3年以内の2以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

(2) 前年3年以内の1の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額(条例附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び条例附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(以下この号において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

(3) 法第32条第9項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除が行われる場合には、まず、条例附則第12条の5第4項の規定による控除を行つた後、法第32条第9項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。

4 条例附則第12条の5第5項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として規則で定めるところにより計算した金額は、第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

5 条例附則第12条の5第5項に規定する控除することができない部分の金額として規則で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

第41条の5第1項第3号中「事業税」を「事業税(法人の事業税にあつては、地方法人特別税を含む。)」に改

める。

別表1通則及び賦課徴収の項中「事業税の徴収猶予通知書」を「事業税等の徴収猶予通知書」に、「、法人事業税」を「、法人事業税等」に改め、同表2県民税の項中「事業税更正」を「事業税等更正」に、「事業税に係る申告書提出期限延長」を「事業税等に係る申告書提出期限延長」に改め、同表3事業税の項中「3 事業税」を「3 事業税等」に、「事業税に係る収益事業開始申告書」を「事業税等に係る収益事業開始申告書」に、「事業税更正」を「事業税等更正」に改める。

別記第33号の3様式中「事業税の」を「事業税等の」に、

|  |      |
|--|------|
|  | 延滞金額 |
|--|------|

を

「

|  |        |  |      |
|--|--------|--|------|
|  | 地方人特別税 |  | 延滞金額 |
|--|--------|--|------|

」に改め、同様式に注書として次のように加える。

(注) 法人の事業税等に係る通知にあつては、地方人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含むものとします。

別記第86号の2様式(表)中「

|  |       |
|--|-------|
|  | 法人事業税 |
|--|-------|

」を「

|  |                 |
|--|-----------------|
|  | 法人事業税<br>地方人特別税 |
|--|-----------------|

」に改める。

別記第94号様式(表)中「

|  |            |
|--|------------|
|  | 県民税<br>事業税 |
|--|------------|

」を「

|  |             |
|--|-------------|
|  | 県民税<br>事業税等 |
|--|-------------|

」に、

|                       |                                 | 区分                         | 課税標準の総額 | 本 県 分 |       |     |  |
|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|---------|-------|-------|-----|--|
|                       |                                 |                            |         | 課税標準額 | 税 率   | 税 額 |  |
| 法<br>人<br>事<br>業<br>税 | 更<br>正<br>・<br>決<br>定<br>の<br>額 |                            | 千円      | 千円    | パーセント | 円   |  |
|                       |                                 | 付加価値割課税分                   |         |       |       |     |  |
|                       |                                 | 資本割課税分                     |         |       |       |     |  |
|                       |                                 | 所<br>得<br>割<br>課<br>税<br>分 |         |       |       |     |  |
|                       |                                 |                            |         |       |       |     |  |
|                       |                                 |                            |         |       |       |     |  |
|                       |                                 |                            | 小 計     |       |       |     |  |
|                       |                                 | 収入割課税分                     |         |       |       |     |  |
|                       |                                 | 税額控除額                      |         |       |       |     |  |
|                       |                                 | 計( + + + + )               |         |       |       |     |  |
| 既に納付の確定した税額           |                                 |                            |         |       |       |     |  |
| 差引過不足額                |                                 |                            |         | ハ     |       |     |  |

を

| 区 分                                                           | 課税標準の総額                         | 本 県 分  |     |       |   |  |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------|-----|-------|---|--|
|                                                               |                                 | 課税標準額  | 税 率 | 税 額   |   |  |
| 法<br>人<br>事<br>業<br>税<br>・<br>地<br>方<br>法<br>人<br>特<br>別<br>税 | 付加価値割課税分                        | 千円     | 千円  | パーセント | 円 |  |
|                                                               | 資本割課税分                          |        |     |       |   |  |
|                                                               | 更<br>正<br>・<br>決<br>算<br>の<br>額 | 所得割課税分 |     |       |   |  |
|                                                               |                                 |        |     |       |   |  |
|                                                               |                                 |        |     |       |   |  |
|                                                               |                                 |        | 小 計 |       |   |  |
|                                                               | 収入割課税分                          |        |     |       |   |  |
|                                                               | 基準法人所得割額分                       |        | 円   |       |   |  |
|                                                               | 基準法人収入割額分                       |        |     |       |   |  |
|                                                               | 税 額 控 除 額                       |        |     |       |   |  |
| 計( + + + + + )                                                |                                 |        |     |       |   |  |
| 既に納付の確定した税額                                                   |                                 |        |     |       |   |  |
| 差 引 過 不 足 額                                                   |                                 |        |     | ハ     |   |  |

に、

「事業税加算金」を「事業特別・税地方算金」に、「規定」を「規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により

法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）」に改める。

別記第97号の2様式「県民税 事業税」を「県民税 事業税等」に、「事業税」を「事業税・地方法人特別税」に改め、同様式に注書として次のように加える。

(注) 法人事業税等に係る通知にあつては、地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条の規定により法人の

事業税の申告の例によることとされる場合を含むものとします。

別記第99号の2様式中「県民税 事業税」を「県民税 事業税等」に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

3 法人事業税等に係る申告にあつては、地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含むものとします。

（山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第2条 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「事業税」を「事業税等」に改め、同様式の注書を同注書第1項とし、同注書に次の1項を加える。

2 申請者又は工事施行者が法人である場合は、「前年度又は前年の納税額」の欄の事業税等の金額については、地方法人特別税を含めた金額を記入すること。

（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「第6号様式の<sup>71</sup>記載額」を「第6号様式の<sup>72</sup>記載額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則第24条の4の改正規定は平成22年1月1日から、第1条中山形県県税規則第24条の3の改正規定は同年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正前の山形県県税規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県県税規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に相当規定のあるもの及び第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

## 訓 令

山形県訓令第24号

総 務 部  
総 合 支 庁  
自動車税事務所

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条中「事業税」を「事業税（地方法人特別税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。）」に改める。

第21条第1項中「法人事業税」を「法人事業税（地方法人特別税を含む。）」に改め、同条第2項中「法人県民税・事業税・事業税加算金調査書」を「法人県民税・事業税等・事業税等加算金調査書」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第656号

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称        | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|------------|---------|-----------------|-----------|
| 株式会社 モ ッ ク | 佐 藤 敏 則 | 鶴岡市末広町23番50号    | 平成20年7月1日 |

### 山形県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343 - 4
- 3 認可年月日  
平成20年7月11日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第658号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
新庄市、真室川町、金山町、最上町、鮭川村
- 2 基本測量を実施する期間  
平成20年7月8日から平成20年12月26日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）作業

### 山形県告示第659号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により独立行政法人都市再生機構 山形都市開発事務所長 から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成20年7月17日から平成21年3月10日まで

3 作業の種類  
公共測量（3級及び4級基準点測量）

山形県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により独立行政法人都市再生機構 山形都市開発事務所長 から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成20年6月17日から平成21年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

山形県告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・25号東原村木沢線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 山形市桜町地内
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

## 議 会 関 係

### 規 則

山形県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会議規則第1号

山形県議会議規則の一部を改正する規則

山形県議会議規則（昭和62年3月県議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第123条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成20年7月18日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成20年7月22日(火) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 教職員の人事について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年7月18日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

第12条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣 宮雄
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンターヤマザワ村山店  
村山市楯岡中町13番19号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成12年8月21日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成20年11月18日まで縦覧に供する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン尾花沢

尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 有限会社ティーズカンパニー | 東根市大字東根元東根字一本木5918番6号   | 相 澤 貴   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 有限会社ティーズカンパニー | 東根市大字東根元東根字一本木5918番6号   | 相 澤 貴   |

## 3 変更年月日

平成20年5月14日

## 4 届出年月日

平成20年6月19日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成20年11月18日まで縦覧に供する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン尾花沢

尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 勝浦 二郎

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業を行う者       | 開店時刻  | 閉店時刻    | 備 考 |
|---------------|-------|---------|-----|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時  | 翌日の午前0時 |     |
| 株式会社ツルハ       | 午前10時 | 午後9時    |     |
| 有限会社ティーズカンパニー | 午前10時 | 午後9時    |     |

（変更後）

| 小売業を行う者       | 開店時刻  | 閉店時刻    | 備 考 |
|---------------|-------|---------|-----|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時  | 翌日の午前0時 |     |
| 株式会社ツルハ       | 午前10時 | 午後9時    |     |
| 有限会社ティーズカンパニー | 午前10時 | 午後9時    |     |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成20年6月20日

5 届出年月日

平成20年6月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成20年7月18日

山形県公安委員会  
委員長 加藤 有 倫

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の期日及び場所

(1) 期日

平成20年10月18日（土）午前9時30分から午後5時まで

(2) 場所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

4 受検定員

30人

5 受検手続

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合においては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある検定申請者においては、その者の住所を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにおいては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影月日を記入したもの2葉

(2) 受付期間

平成20年9月1日（月）から同年9月5日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 検定手数料

14,000円

(4) 申込上の注意事項

ア 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

(5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

平成20年7月18日印刷  
平成20年7月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056